

市第147号議案 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

動物取扱業のさらなる適正化及び動物の不適切な取扱いへの対応強化などのため、令和元年6月に、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）が一部改正されました。

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に、法を引用している規定があるため、条例の一部を改正します。

2 改正内容及び理由

条例において、特定動物の定義などについて引用している法の条文に条ずれが生じたため、条例の一部を改正します。

(1) 特定動物の定義

条例第2条第4号中「法第26条第1項」を「法第25条の2」に改めます。

(2) 動物取扱業者の遵守基準における飼養施設の定義

条例第10条第2号中「法第24条の2」を「法第24条の2の2」に改めます。

(3) 動物の飼い主に対する勧告

条例第17条第1項中「法第25条第1項」を「法第25条第2項」に改めます。

(4) 横浜市動物適正飼育指導員の設置根拠

条例第20条第1項中「法第34条第1項」を「法第37条の3第1項」に改めます。

3 施行予定日

令和2年6月1日（改正される法の施行日と同日）

新旧対照表（横浜市動物の愛護及び管理に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市動物の愛護及び管理に関する条例 平成 18 年 3 月 15 日横浜市条例第 17 号</p> <p>(第 1 条省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(第 1 号から第 3 号まで省略)</p> <p>(4) 特定動物 <u>法第 26 条第 1 項</u>の特定動物をいう。</p> <p>(第 5 号、第 6 号省略)</p> <p>(第 3 条から第 9 条まで省略)</p> <p>(動物取扱業者の遵守基準)</p> <p>第 10 条 動物取扱業者は、動物(法第 10 条第 1 項の動物に限る。以下この条及び次条において同じ。)の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し法第 21 条第 1 項(法第 24 条の 4 において準用する場合を含む。)に規定する基準のほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>(2) 飼養又は保管をする動物の発育状況、数等に変更を生じたときは、必要に応じて飼養施設(法第 10 条第 2 項第 6 号又は<u>第 24 条の 2</u>の飼養施設をいう。以下同じ。)の改修、増設等を行うこと。</p> <p>(第 3 号から第 9 号まで省略)</p> <p>(第 11 条から第 16 条まで省略)</p>	<p>横浜市動物の愛護及び管理に関する条例 平成 18 年 3 月 15 日横浜市条例第 17 号</p> <p>(第 1 条省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(第 1 号から第 3 号まで省略)</p> <p>(4) 特定動物 <u>法第 25 条の 2</u>の特定動物をいう。</p> <p>(第 5 号、第 6 号省略)</p> <p>(第 3 条から第 9 条まで省略)</p> <p>(動物取扱業者の遵守基準)</p> <p>第 10 条 動物取扱業者は、動物(法第 10 条第 1 項の動物に限る。以下この条及び次条において同じ。)の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し法第 21 条第 1 項(法第 24 条の 4 において準用する場合を含む。)に規定する基準のほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>(2) 飼養又は保管をする動物の発育状況、数等に変更を生じたときは、必要に応じて飼養施設(法第 10 条第 2 項第 6 号又は<u>第 24 条の 2 の 2</u>の飼養施設をいう。以下同じ。)の改修、増設等を行うこと。</p> <p>(第 3 号から第 9 号まで省略)</p> <p>(第 11 条から第 16 条まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(勧告及び命令)</p> <p>第 17 条 市長は、第 7 条(第 1 項第 6 号を除く。)の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことについて勧告することができる。ただし、<u>法第 25 条第 1 項</u>の規定に基づく勧告ができる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(第 18 条、第 19 条省略)</p> <p>(横浜市動物適正飼育指導員)</p> <p>第 20 条 市は、法及びこの条例の規定による動物の愛護及び管理に関する指導、取締り等を行わせるため、<u>法第 34 条第 1 項</u>の規定に基づき、横浜市動物適正飼育指導員を置く。</p> <p>以下 省略</p>	<p>(勧告及び命令)</p> <p>第 17 条 市長は、第 7 条(第 1 項第 6 号を除く。)の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことについて勧告することができる。ただし、<u>法第 25 条第 2 項</u>の規定に基づく勧告ができる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(第 1 号から第 5 号まで省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p>(第 18 条、第 19 条省略)</p> <p>(横浜市動物適正飼育指導員)</p> <p>第 20 条 市は、法及びこの条例の規定による動物の愛護及び管理に関する指導、取締り等を行わせるため、<u>法第 37 条の 3 第 1 項</u>の規定に基づき、横浜市動物適正飼育指導員を置く。</p> <p>以下 省略</p>

動物の愛護及び管理に関する法律 (抜粋)

法第 24 条の 2 の 2 (条例第 10 条関係)

旧	新
<p>第 24 条の 2 飼養施設(環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)を設置して動物の取扱業(動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第 10 条第 1 項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの(以下この条において「その他の取扱い」という。)を業として行うことをいう。以下この条において「第 2 種動物取扱業」という。)を行おうとする者(第 10 条第 1 項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。)は、第 35 条の規定に基づき同条第 1 項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>第 24 条の 2 の 2 飼養施設(環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)を設置して動物の取扱業(動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第 10 条第 1 項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの(以下この条において「その他の取扱い」という。)を業として行うことをいう。以下この条において「第 2 種動物取扱業」という。)を行おうとする者(第 10 条第 1 項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。)は、第 35 条の規定に基づき同条第 1 項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p>

法第 25 条（条例第 17 条関係）

旧	新
<p>第 25 条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>	<p>第 25 条（第一項省略） 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>

法第 25 条の 2（条例第 2 条関係）

旧	新
<p>第 26 条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 2 条第 2 項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>第 25 条の 2 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第 1 項の許可（第 28 条第 1 項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 2 条第 2 項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p>

第 37 条の 3 (条例第 20 条関係)

旧	新
<p>第 34 条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第 24 条第 1 項(第 24 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。)又は前条第 1 項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項及び第 41 条の 4 において「動物愛護担当職員」という。)を置くことができる。</p>	<p>第 37 条の 3 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項及び第 3 項並びに第 41 条の 4 において「動物愛護管理担当職員」という。)を置く。</p>